



平成23年4月21日

各 位

会 社 名 株式会社 大 水
代表者名 代表取締役社長執行役員 真部 誠司
(コード 7538 大証第二部)
問合せ先 執行役員総務広報部長 小田 幸一
(TEL 06-6469-3000)

外部調査委員会の設置に関するお知らせ

平成23年4月16日にお知らせしましたとおり、当社東部支社において不適切な取引が行われていた件につきまして、本日第三者である専門家による外部調査委員会を設置いたしましたので、お知らせいたします。

関係者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 外部調査委員会について

当社は不適切な取引に関する事実関係と原因の迅速な解明などを行うために、本日弁護士および公認会計士で構成される外部調査委員会を設置いたしました。外部調査委員会の設置につきましては、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（平成22年7月15日公表、平成22年12月17日改訂、日本弁護士連合会）」に基づき行っております。

外部調査委員会は次のメンバーにより構成されます。

委員 川村 和久 弁護士（川村和久綜合法律事務所）
委員 飯田 健一 公認会計士（飯田会計事務所）
委員 樫本 尚彦 公認会計士（公認会計士樫本尚彦事務所）

なお、各委員と当社グループとの間で、その独立性に影響を及ぼすような関係や取引はありません。

2. 外部調査委員会の役割と目的等について

今回判明した東部支社における不適切な取引については、これまで社内調査委員会による調査を行ってまいりました。外部調査委員会による調査においては、独立・公正かつ専門的な立場で、事実関係と原因の迅速な解明、社内調査委員会の調査内容の検証、他の類似取引の有無の確認、再発防止策の策定を行うことなどを目的としております。

なお、外部調査委員会の運営につきましても、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に基づき行ってまいります。

3. 今後の予定について

外部調査委員会の調査結果および業績に与える影響につきましては、平成23年5月中に開示する予定です。

以 上